



セミナー・研修受講 支援事業補助金

中小企業の経営基盤強化を促進し、市内産業の振興を図ることを目的とし、公的支援機関等が主催するセミナーに、市内中小企業者が自社の従業員を受講させた際の費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 交付要件(一部)

市内に事業所※を有しており、下記の①～③を全て満たすこと

- ①申請の時点で市税を滞納していないこと
- ②市内で同一事業を6ヶ月以上営んでおり、今後も事業を継続する意思があること
- ③事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること

2. 申請期間

令和7年4月1日(火)
から
令和8年3月31日(火)
まで

3. 補助対象経費

- ①公的支援機関等が主催するセミナーに受講させる場合
→受講料、テキスト等の購入費 等
- ②自社が主催し、自社の従業員に受講させる場合
→講師謝礼、テキスト購入費
会議室の借上げ費用 等

4. 補助金額

- ①公的支援機関等が主催するセミナーに受講させる場合
→**上限3万円**
- ②自社が主催し、自社の従業員に受講させる場合
→**上限10万円**
※補助率：補助対象経費の2分の1



その他要件や申請方法は
下記QRコードよりご確認ください。



お問い合わせ先

〒586-8501
河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市産業観光課 産業連携グループ
TEL：0721-53-6075(直通)